

元長薬発第 779 号
令和元年 11 月 8 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

令和元年度台風19号に伴う災害の被災者に係る
一部負担金の取扱いについて

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記令和元年度台風19号に伴う災害の被災者に係る一部負担金の取扱いについて、地方職員共済組合長野県支部長より別添のとおり通知がありました。

令和元年台風19号に伴う災害により被災した当共済組合(保険者番号32200115)の組合員及び被扶養者の一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担金について、徴収を猶予することとし、別添通知のとおり取り扱うとのことです。

つきましては、取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知下さいますよう、よろしくお願いいたします。

また、本件につきましては、本会ホームページ(トップページ>台風19号災害情報)にも掲載しております。

長野県薬剤師会

担当：保険医療課 中島・大塚・桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

元地共長第89号
令和元年11月7日

一般社団法人
長野県薬剤師会長 様

地方職員共済組合長野県支部長



令和元年台風19号に伴う災害の被災者に係る
一部負担金の取扱いについて（通知）

令和元年台風19号に伴う災害により被災した当共済組合（保険者番号32200115）の組合員及び被扶養者の一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）について、徴収を猶予することとし、下記のとおり取り扱いますので、関係者に対し周知を図られますようご協力をお願いします。

記

1 対象者の要件

次の（1）及び（2）のいずれにも該当する組合員又は被扶養者

- （1）令和元年台風19号に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）地方職員共済組合の組合員又は被扶養者であること。

- （2）令和元年台風19号により次のいずれかの申し立てをした組合員

- ア 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- イ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- ウ 主たる生計維持者の行方が不明である
- エ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
- オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

2 猶予の期間

令和2年1月末までの診療、調剤および訪問看護

3 猶予する一部負担金等の範囲

- (1) 一部負担金
- (2) 保険外併用療養費に係る自己負担額
(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)
- (3) 訪問看護療養費に係る自己負担額
- (4) 家族療養費に係る自己負担額
(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)
- (5) 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

4 証明書の交付

一部負担金の徴収猶予に該当する組合員は当共済組合へ申請を行い、あらかじめ「一部負担金徴収猶予証明書」の交付を受けること。

5 保険医療機関等における取扱い

- (1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に組合員証等に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等の支払を要しないものであること。
- (2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求するものであること。

地方職員共済組合長野県支部（総務部職員課内）
（事務長）深沢 幸栄 （担当）塩崎 あけ美
住所 〒380-8570（住所記載不要）
長野市大字南長野字幅下692-2
電話 026-235-7036（内線 2197）
FAX 026-235-7478